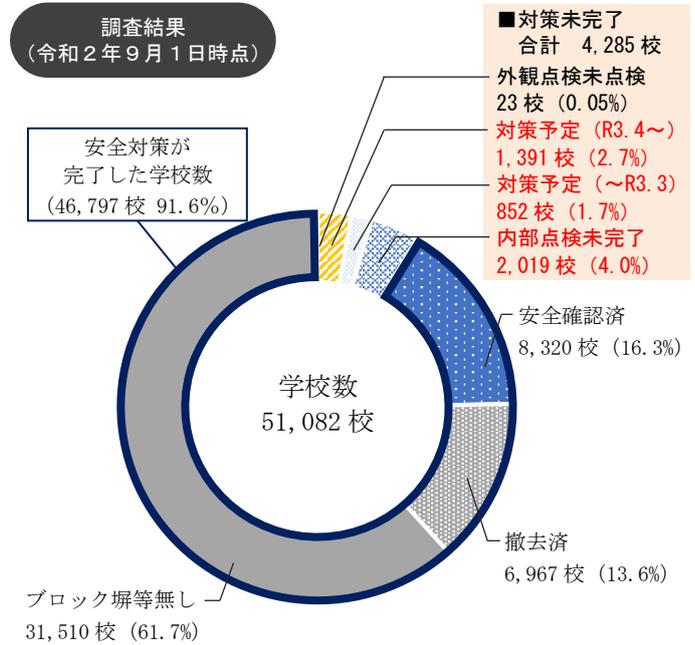


# 学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況フォローアップ調査 実施要領

## 1. 調査の趣旨

全国の国公私立の学校※のうち、「学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査の結果（以下、「前回調査」という。）」（令和2年12月23日公表）において、前回調査時点以降に安全対策を予定していたブロック塀等や、前回調査時点で内部点検未完了であったブロック塀等について、安全対策等の進捗状況を把握し、安全対策等の推進を図ることを目的とする。

※ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校



## 2. 調査対象

本フォローアップ調査は、前回調査において「令和3年4月以降に安全対策を完了予定のブロック塀等」又は「内部点検未完了のブロック塀等」を域内に多数有する自治体を対象とする。

質問項目は以下の2つから構成されており、各学校設置者が、学校ごとに該当する質問項目について回答する（10. 質問項目参照）。どの質問項目に該当するかについては、文科省からの依頼メールを参照してください。

- A 令和3年3月末までに安全対策を完了予定のブロック塀等、令和3年4月以降に安全対策を完了予定のブロック塀等（以下、「安全対策を予定していたブロック塀等」という。）に関する質問項目
- B 内部点検未完了のブロック塀等に関する質問項目

## 3. 調査対象となるブロック塀等

前回調査と同様に、学校敷地内に設置されている、組積造又は補強コンクリートブロック造の塀（本実施要領においては「ブロック塀等」と表記。）とする。

※ 組積造：レンガ・石等を積み上げた構造

※ 1～2段程度など、高さの低いブロック塀等について、特定行政庁が「建築基準法上のブロック塀等の塀には該当しない」と判断したものは、調査対象外とする。

## 4. 調査時点

令和3年10月1日（金）

## 5. 作業ファイル

- ・【記入集計用・公立】ブロック塀等FU調査票：公立学校主管課の作業用
- ・【記入用・私立】ブロック塀等FU調査票：各学校法人に送付し、記入してもらうもの
- ・【集計用・私立】ブロック塀等FU調査票：私立学校主管課の作業用
- ・【提出用・公私共通】ブロック塀等FU調査票：文科省への提出用

## 6. 作業手順

（公立学校所管課の場合）

- ① 対象となる学校について質問項目に回答する。  
「【記入集計用・公立】ブロック塀等FU調査票」ファイルの【入力A（未対策）】又は【入力B（未完了）】シートに入力をお願いします。入力結果は【集計A（未対策）】又は【集計B（未完了）】シートに自動的に反映されます。
- ② ①で自動的に集計されたシートを提出用ファイルに転記する。  
「【提出用・公私共通】ブロック塀等FU調査票」ファイルの【提出A（未対策）】又は【提出B（未完了）】シートに転記をお願いします。

（私立学校所管課の場合）

- ① 対象となる学校法人に対して回答作成を依頼する。  
本実施要領及び「【記入用・私立】ブロック塀等FU調査票」ファイルを送付してください。
- ② 各学校法人が、質問項目に回答し、私立学校所管課に提出する。  
「【記入用・私立】ブロック塀等FU調査票」ファイルの【入力A（未対策）】又は【入力B（未完了）】シートに入力をお願いします。
- ③ ②で各学校法人から提出されたデータを、集計用ファイルに転記する  
「【集計用・私立】ブロック塀等FU調査票」ファイルの【入力A（未対策）】又は【入力B（未完了）】シートに転記をお願いします。入力結果は【集計A（未対策）】又は【集計B（未完了）】シートに自動的に反映されます。
- ④ ③で自動的に集計されたシートを提出用ファイルに転記する。  
「【提出用・公私共通】ブロック塀等FU調査票」ファイルの【提出A（未対策）】又は【提出B（未完了）】シートに転記をお願いします。

## 7. 提出期限

令和3年11月30日（火）

※ 期限までの提出が困難な事情がある場合は、9. 問い合わせ先までご相談ください。

## 8. 提出先と提出方法

以下の宛先まで、メールにて提出をお願いします。

メール件名：【自治体名】ブロック塀等FU調査

ファイル名：【提出用（自治体名）】ブロック塀等FU調査票

提出先：[bousai@mext.go.jp](mailto:bousai@mext.go.jp)

大臣官房文教施設企画・防災部

参事官（施設防災担当）付

早田、藤里

## 9. 問い合わせ先

大臣官房文教施設企画・防災部

参事官（施設防災担当）付

早田、藤里

[bousai@mext.go.jp](mailto:bousai@mext.go.jp)

03-6734-3184（直通）

## 10. 質問項目

各学校設置者において回答いただく内容は以下のとおりです。  
学校単位で、該当する質問項目について、回答願います。

### A 安全対策を予定していたブロック塀等に関する質問項目

⇒回答は「入力A（未対策）」シートに行く。

A-1 前回調査で「令和3年3月末までに安全対策を完了予定」のブロック塀等について、安全対策は完了したか。

安全対策完了 (m)

安全対策未完了 (m) → A-3へ

A-2 前回調査で「令和3年4月以降に安全対策を完了予定」のブロック塀等について、安全対策は完了したか。

安全対策完了 (m)

安全対策未完了 (m) → A-3へ

▼A-1又はA-2において「安全対策未完了」のブロック塀等を保有すると回答した場合のみ、A-3の質問にご回答ください。

A-3 「安全対策未完了」と回答したブロック塀等について、安全対策完了の予定時期はいつか。

令和3年度内 (m)

令和4年度以降 (m)

→ 対策実施時期の終期を入力し、A-4へ

▼A-3において「令和4年度以降」のブロック塀等を保有すると回答した場合のみ、A-4の質問にご回答ください。

A-4 「令和4年度以降」と回答した理由は何か。（自由記述）

## B 内部点検未完了のブロック塀等に関する質問項目

⇒回答は「入力B（未点検）」シートに行く

B-1 前回調査で「内部点検未完了」のブロック塀等について、内部点検は完了したか。

内部点検完了※ (m) → B-2へ

内部点検未完了 (m) → B-4へ

※内部点検完了には「内部点検を実施せず、安全対策を実施済」である場合を含む。

▼B-1において「内部点検完了」のブロック塀等を保有すると回答した場合のみ、B-2の質問にご回答ください。

B-2 B-1で「内部点検完了」と回答したブロック塀等について、点検結果及び対策状況はどうか。

安全確認済 (m)

内部点検を実施せず、安全対策を実施済 (m)

安全性に問題があることが判明し、安全対策を実施済 (m)

安全性に問題があることが判明し、令和3年度内に安全対策を実施する予定 (m)

安全性に問題があることが判明し、令和4年度以降に安全対策を実施する予定 (m)

→ 対策実施時期の終期を入力し、B-3へ

B-3 「安全性に問題があることが判明し、令和4年度以降に安全対策を実施する予定」と回答した理由は何か。（自由記述）

▼B-1において「内部点検未完了」のブロック塀等を保有すると回答した場合のみ、B-3の質問にご回答ください。

B-4 B-1で「内部点検未完了」と回答したブロック塀等について、今後の対応予定はどうか。

令和3年度内に内部点検完了予定 (m)

令和4年度以降に内部点検完了予定 (m)

→ 点検実施時期の終期を入力し、B-5へ

内部点検を実施せず、令和3年度内に安全対策を実施する予定 (m)

内部点検を実施せず、令和4年度以降に安全対策を実施する予定 (m)

→ 対策実施時期の終期を入力し、B-5へ

▼B-4において「令和4年度以降に内部点検完了予定」又は「内部点検を実施せず、令和4年度以降に安全対策を実施する予定」のブロック塀等を保有すると回答した場合のみ、B-5の質問にご回答ください。

B-5 「令和4年度以降に内部点検完了予定」又は「内部点検を実施せず、令和4年度以降に安全対策を実施する予定」と回答した理由は何か。（自由記述）

**(参考)**

本調査における用語の定義は、前回調査の作業要領（2施参事第12号（令和2年8月14日）にて通知）と同様で、以下のとおりです。

＜本調査における用語の定義＞

- 「安全対策」とは、安全性に問題があるブロック塀等を「改修」、「再整備」、「再整備に向けた撤去」、「恒久的な撤去」のいずれかを行うこと。
- 「改修」とは、既存のブロック塀等を技術基準※に適合するよう改修を行うこと。
- 「再整備」とは、既存のブロック塀等を撤去し、ブロック塀やフェンス等を新しく設置すること。
- 「再整備に向けた撤去」とは、新たな困障の整備に向け、既存のブロック塀等の撤去を行うこと。
- 「恒久的な撤去」とは、既存のブロック塀等を撤去し、ブロック塀やフェンス等を新しく設置しないこと。

※ 技術基準：建築基準法施行令（第六十一条、六十二条の六、六十二条の八）、「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」（国土交通大臣指定耐震改修センター、一般社団法人 日本建築防災協会）等